

送付番号：

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器の 有無確認及び期限内処理について（お願い）

この通知は、令和元年度から神奈川県が行っている「ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器の保有に関する調査」において調査票を送付させていただいたところ、御返信をいただけなかった又は郵便が届かなかった方等あて（※）にお送りしています。

※不動産登記で建物所有者様の送付先が特定できず、使用者様、管理者様、土地所有者様又は不動産仲介業者様あて本通知を送付させていただいている場合もあります。お手数をお掛けしますが御理解・御協力をお願いいたします。

物件番号	住居表示	不動産登記地番（家屋番号）	建物区分

事業用の蛍光灯や水銀灯などの照明器具には安定器と呼ばれる部品が使われており、安定器にポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれている場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、**令和5（2023）年3月31日の処分期限までに処分する必要があります。**

つきましては、①裏面の調査方法を参考に、今一度、該当するPCB廃棄物等がないか御確認いただき、②万が一発見された場合には、直ちに本県に御連絡いただくとともに、③できるだけ速やかに**処分委託**【処分先：中間貯蔵・環境安全事業(株)】を完了していただくようお願いいたします。ご不明な点は下記の間合せ窓口までお問い合わせください。

対象器具

PCBが含まれた安定器が使われている可能性がある照明器具

蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具
(高天井・道路教室用等)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



※ 一般社団法人日本照明工業会ホームページから

- 処分期限を過ぎると**事実上処分ができなくなります。**
- 処分しないとPCB特別措置法上の**改善命令・罰則**（3年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金、又はこれを併科）の対象となる場合があります。

処分先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称：JESCO＝ジェスコ）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）は、国が100%出資している、高濃度PCB廃棄物を唯一処分できる会社です。
<https://www.jesconet.co.jp/index.html> **登録窓口：03-5765-1935**

※処分するためには、事前登録が必要になります。

間合せ窓口

神奈川県PCB調査事務局（株式会社東京商工リサーチ 横浜支店）

電話お問合せ：フリーダイヤル **0120-995-027**

（平日の9:00～17:00、年末年始を除く）



◀▼ 詳細はこちら（県HP）

神奈川県 PCB 廃棄物 検索

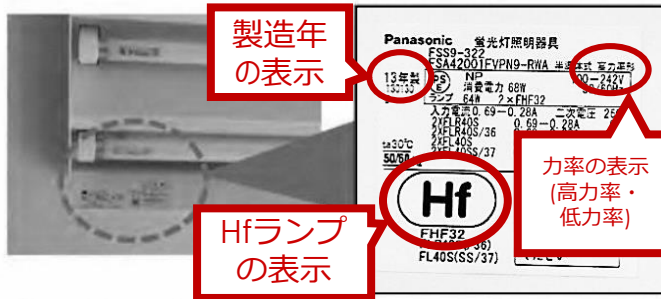
神奈川県環境農政局環境部 資源循環推進課 適正処理グループ
電話：045-210-1111（代表）内線4151

PCB使用安定器の調査方法

- **昭和32（1957）年1月から昭和47（1972）年8月までに製造**された業務用蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯に、PCB使用安定器が使用されている可能性があります。
- **昭和52（1977）年3月までに建築・改修された建物**には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。
- 一般家庭用の蛍光灯等にはPCB使用安定器は使用されていません。

※ 点検の際には感電に注意してください。また、高所での作業を行う場合は転落にも注意してください。

調査方法① 照明器具のラベルを確認



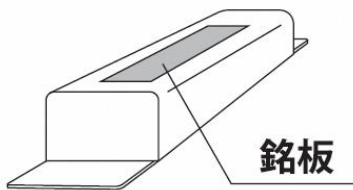
PCBが使用されていないもの(各メーカー共通)

- 昭和48（1973）年以降に製造されたもの
- 低力率型のもの
- Hfランプが使用されたもの

調査方法② 安定器の銘板を確認

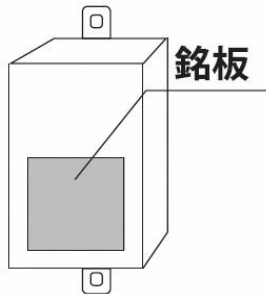
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



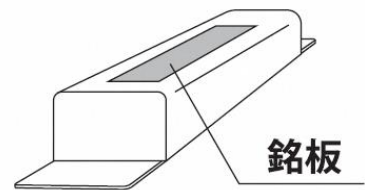
水銀灯安定器 (別置)

(取付台・ボール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

(器具本体に内蔵または別置)



(一社)日本照明工業会HPより

メーカーが判明した場合

各メーカーに問合せください

問合せ先は各メーカー又は (一社) 日本照明工業会のHP (以下URL) からご確認ください

(<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)

▲詳細はこちら▶



メーカーが不明又は廃業している場合

<力率> を計算してください

$$\text{力率【計算例】} = \frac{\text{消費電力 (W)}}{\text{入力電圧 (V)} \times \text{入力電流 (A)}}$$

力率【計算結果】 < 0.85はPCB不使用

(参考) 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減補助事業

昭和52年3月以前に建築・改修された建物について、PCB使用照明器具（安定器）の調査費用、LED照明器具への交換費用の一部に補助制度が適用されます。詳細については、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ (https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/) をご覧ください。

※同財団は、環境省の同補助事業の執行団体です。